



2022 年度秋学期 自習キャレル・ロッカー特別利用 募集要項〔継続・新規〕

本制度は、次年度の司法試験の合格を目指す法務専修生が自習キャレルとロッカーの貸与を受けるためのものです。貸与を希望される方は本要項を十分確認したうえ、所定の手続きを行ってください。

なお申請数によっては、現在の一つ飛ばしの座席配置ができない場合があります。隣り合う座席配置になる可能性があることを予めご了承ください。

●対 象： 2022 年度 法務専修生

※秋学期からの出願中の者を含む

※2023 年度の司法試験受験資格がない者は対象外

●利用場所： 3F 自習室（教職研究科と共有）

●利用期間： 2022 年 9 月 26 日(月) ～ 2023 年 3 月 31 日(金)

●利 用 料： 15,000 円

●申込期間： 2022 年 9 月 8 日(木) – 2022 年 9 月 20 日(火)

※窓口開室時間(平日 13:00-17:00)のみ受付けます

●申込資格： **継続利用者** 次の①～③の全てを満たすこと

- ① 2022 年度第 1 期「自習キャレル特別利用」登録者であること
- ② 2022 年度法務専修生であること
- ③ 2023 年度司法試験に出願すること

新規利用者 次の①～②の両方を満たすこと

- ① 2022 年度秋学期法務専修生に出願済みであること
- ② 2023 年度司法試験に出願すること

1. 申請方法

①申請用紙に必要事項を記入

②以下のいずれかの方法にて証紙(15,000 円分)を購入し、申請書とあわせて事務室に提出

- 朱雀生協のレジにて『専修生自習室利用』の証紙（15,000 円）を購入。
- 証明書発行機（1F）タッチパネルの「キャリア エクテン」をタッチして『朱雀専修生自習室利用料』（3,000 円×5 枚）を選択し購入。
※証明書発行機で購入の場合、生協カード、交通系 IC カード(PITAPA 除く)、現金での購入が可能です。現金支払いの場合、一度に取引できる最大金額が 5,000 円のため、証紙 1 枚ごとに手続きを完了させ再度購入する必要があります。支払方法の併用はできません。

2. 指定チャレル番号発表日・移動日

継続利用者 ロッカー・チャレル番号ともに変更はありません。

新規利用者 新たにチャレル・ロッカーを割り当てます。

座席番号は manaba+R の個人通知でお知らせします。

3. チャレルの交換・未利用席への移動について

【チャレルの交換】

事務室にて配布の「チャレル交換誓約書」を法務専修生双方が提出した場合は可能です。

【未利用席への移動】

新型コロナウイルス感染症対策のため、利用座席を制限しています。

4. 司法試験 受験番号・成績の報告＜誓約書承諾事項＞

朱雀エクステンションセンターへの報告が義務となります。必ず報告してください。

- ◆令和 4 年(2022 年) 司法試験 成績（短答・論文・総合） ※到着次第
- ◆令和 5 年(2023 年) 司法試験 試験地／受験番号 ※到着次第

6. 注意事項

(1)チャレル・ロッカーの申込みについて

現在のチャレルを 2023 年 3 月 31 日まで利用できるのは、2022 年度秋学期チャレル許可者のみです。申込みをされない方は、9 月 26 日以降チャレルを利用できません。放置荷物は撤去します。

(2)チャレルの指定について

新型コロナウイルス感染症対策のため、法務専修生は 3 階のみ利用可とし、未利用席への移動も原則受け付けません。ただしチャレルの交換については認めています。「チャレル交換誓約書」を事務室にご提出ください。

(3)利用可能時間・曜日

6:00~0:30 毎日（土日祝、お盆、年末年始も利用可能）

(4)放置された荷物、チャレルの範囲を超えて置かれた荷物について

予告無く撤去し、3 ヶ月経過した時点で処分します。また在校生もチャレル移動を行うため、必ず期日までに荷物を移動させてください。9 月 26 日(月)以降も放置された荷物については予告なく撤去し、3 カ月経過した時点で処分します。

(6)空きチャレル・空きロッカーの無断利用禁止

未利用のチャレルの勝手な利用は厳禁です。自分の座席を勝手に他人に貸し出す行為も禁止されています。

(7) 椅子・袖机の場所移動禁止

全てのキャレル・椅子・袖机は場所が登録されており、年に一度点検をしています。

(8) 自習室は飲食禁止

自習室および教室は、原則として飲食禁止です。例外として、カップのついた飲料・飴・チョコレート、眠気覚ましガムのみです。自習室横に給湯室がありますが、臭いが出る調理は避けてください。

(9) その他

書籍・荷物は自キャレル内に置き、通路等にはみ出すなど他人に迷惑が掛かるような行為は慎んでください。

自習室のルールを守られない場合、誓約書の「著しく不適切な利用実態と認められた場合、特別利用の中止を命じられても異議申立てしません。」という条項に従い、利用中止を命ずることがあります。ルールを遵守し、周囲に配慮した利用をこころがけてください。

2022 年度法務専修生へ出願していない方は申込みできません。

2022 年度 秋学期自習キャレル・ロッカー特別利用 申請書

氏 名										
区分 (いずれかにチェックをつける)	☐ 継続利用 (2022 年度法務専修生でキャレル利用者、および 2022 年9月修了者) ☐ 新規利用									
修了年月	年 月 修了									
2023 年度 司法試験出願資格 (該当者は✓をつける)	☐ 資格あり ※2017 年度(2018 年 3 月)以前修了生は申請できません。									
【継続利用】	2022 年度 法務専修生証番号	8	7	3	9	2	2			
	2022 年度 学生証番号	7	3	1						

誓 約 書

1. 司法試験合格の栄冠を勝ち取るべく、日々努力研鑽に励みます。
2. 下記の項目について立命館大学朱雀エクステンションセンターへ期日までに報告します。
◆令和 4 年(2022 年) 司法試験 成績 (短答・論文・総合) ※到着次第
◆令和 5 年(2023 年) 司法試験 試験地/受験番号 ※到着次第
3. 自習室利用に関わっては、自習室の良好な学習環境を維持するために、私語等を慎み他人へ迷惑の掛かることがないよう、利用ルールを遵守します。
4. 著しく不適切な利用実態と認められた場合、特別利用を中止されても異議申立てしません。
5. 利用期間以降に荷物が残っていた場合や、割当外の場所に荷物を置いていた場合、それらを処分されても異議申立てしません。
6. 学内で実施される模擬試験や予想答練を学習計画に取り込み積極的に利用します。

氏名(自署)

提出先：朱雀独立研究科事務室